



「割増賃金の  
支払に代えた  
有給休暇の仕

組みを導入!」「年休を時間単位で  
取得できるように…」と労務管理  
がかなり複雑になりそうな労基  
法の改正が来年  
4月から施行さ  
れます。1年先の

年休5日限度に労基法改正!  
時間単位でも…労基法(1年後)

事とは言え、労使協定や就業規則  
の変更等、いまから準備しておく  
必要があります。過労死の原因に  
もなる長時間労働を抑制するの  
が今回の目的ですが、①  
1ヵ月に60時間を超える

時間外労働については、割増賃金率  
が25%から50%に②但し中小企業  
については3年間猶予③労使協定を  
結べば25%の引上分を割増賃金で  
はなく有給休暇で付与可④1ヵ月に  
45時間を超える時間外労働には協

定で25%超の割増  
賃金率とするよう  
努める⑤協定を結

べば5日を限度に年休を時間単位  
で取得できるようにする…といっ  
た内容になっています。④⑤は中小  
企業であっても適用されますので  
時間管理・休暇管理等の対  
応も必要になってきます。



「県北地域では格付が  
落ちた業者がかなりお  
る…」(中津の土木業者)「県の格  
付の基準がどう変わったのか分  
からず心配…」(佐伯の土木業者)  
4月末の格付公表前後の話です。

県が発注する工  
事に関する資格  
等級とはいっても

点数基準は↓片手落ち!今年の  
完工高は同じ格付け

大半の市町村が県に右に倣えで  
等級をきめますから、地元の公共  
工事を受注する業者にとっては  
一大事です。それにしても今年度  
の県の基準は不可解です。基準は  
①経審の総合評定値(P点)と県

独自の主観点数との合計  
点(総合点数)②平均完成  
工事高③1・2級の技術職員数を、  
土木・建築・電気・管・舗装の5業種  
について審査し格付けを決定しま  
すが、昨年との違いは①の総合点数

を10~70ポイント下げ  
ただけで、②の平均  
完工高については

昨年と同じ基準です。受注額の減少  
は周知の事ですから、①だけバーを  
下げるのは片手落ちと言えるでし  
よう。業者の苦  
境を行政は分か  
っているのかな。



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!